(2)法人税等

企業の利益に応じて課税される税金には、 法人税、住民税及び事業税 があり、 これらを「法人税等」と呼ぶ。

・10 月になり、法人税の中間納付として 20,000 円を現金で支払った。

・決算において、法人税等が 45,000 円と計算された。中間納付額は 20,000 円である。

・法人税等の未払い分 25,000 円を現金で支払った。

(151 回 1 問)過年度に納付した法人税に関して、税務当局から追徴の指摘を受け、 追加で ¥ 360,000 を支払うようにとの通知が届いたため、負債の計上を行った。

【解答】

(2)法人税等

-10 月になり、法人税の中間納付として 20,000 円を現金で支払った。 仮払法人税等 20,000/現金 20,000

・決算において、法人税等が 45,000 円と計算された。中間納付額は 20,000 円である。

法人税等 45,000/仮払法人税等 20,000 未払法人税等 25,000

・法人税等の未払い分 25,000 円を現金で支払った。

未払法人税等 25,000/現金 25,000

(151 回 1 問)過年度に納付した法人税に関して、税務当局から追徴の指摘を受け、 追加で ¥ 360,000 を支払うようにとの通知が届いたため、負債の計上を行った。 追徴法人税等 360,000/未払法人税等 360,000